

今月のトピックス

令和7年10月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
【東京本社】 TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
【埼玉支社】 TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811
【今月の担当:町田】



【教育訓練休暇給付金の創設について】

令和7年10月1日より、労働者が離職することなく、教育訓練に専念するための制度として、新たに『教育訓練休暇給付金』が創設されます。今回はこの制度の概要についてお知らせします。

対象者	雇用保険の一般被保険者(※65歳以上の高年齢被保険者は対象外)			
対象訓練	教育訓練給付の指定講座等(大型自動車、介護福祉士、宅地建物取引主任者等)			
支給タイミング	教育訓練休暇の開始日から起算して30日ごと、ハローワークで認定を受けた後に支給			
給付額	離職した場合の基本手当(いわゆる失業手当)と同じ日額(※賃金の45~80%)			
給付日数	雇用保険の被保険者であって期間(加入期間)に応じて最大150日			
	加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
	所定給付日数	90日	120日	150日
留意点(労働者)	○当給付金を受給した場合、被保険者期間はリセットされます(失業手当に影響します)。 ○不正受給を行った場合は、返還とは別に、返還額の2倍の納付をする可能性があります。			
留意点(事業主)	○解雇等を予定している労働者について教育訓練休暇給付金の申請は行えません。 ○ハローワークから交付された書類は、速やかに対象労働者に交付してください。 ○虚偽の届出を行った場合、罰則の対象となります(6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金)。 ○教育訓練休暇期間中の社会保険料等の免除はありません。			

●主な支給要件

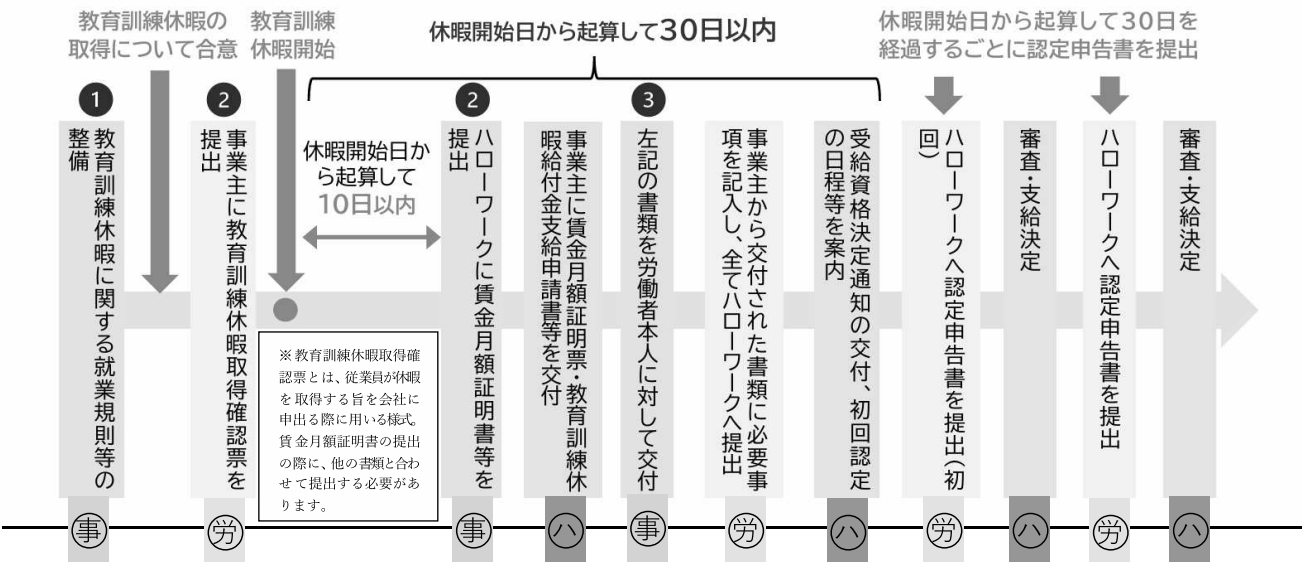
- 就業規則等に基づき連続した30日以上の無給の教育訓練休暇を取得する場合
- 教育訓練に専念するための教育訓練休暇は、従業員が自発的に休暇を希望し、事業主の承認を得て教育訓練休暇を取得しているものであること(業務命令ではないこと)
- 教育訓練休暇開始前に5年以上、雇用保険に加入し、かつ2年間に11日(80時間)以上勤務した月が12か月以上の出勤等があること

支給までの流れ

事業主

労働者

ハローワーク



※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。